

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本
国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関
する交換公文を改正する交換公文の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	交換公文の成立経緯	一
2	交換公文締結の意義	一
二	交換公文の主要な内容	一
三	交換公文の実施のための国内措置	二

一 概説

1 交換公文の成立経緯

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）との間では、千九百六十七年に、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定（以下「OECDに関する特権・免除協定」という。）を締結し、OECD及びその職員等が享有する特権及び免除等について定めた。また、OECDに関する特権・免除協定の規定の適用範囲に関する交換公文（以下「千九百六十七年の交換公文」という。）において、日本国政府等が、日本人職員の給与及び手当に対する課税を行うことが可能であること等について定めた。我が国は、OECD東京センターを始めとするOECDの機能及び活動が拡大していることを踏まえ、千九百六十七年の交換公文の内容を改正するため、OECDとの間で交渉を行ってきたところ、この程その案文について合意をみるに至ったので、令和三年（二十二年）二月十二日にパリで、日本側OECD日本政府代表部岡村大使及びOECD側グリア事務総長が署名し、日本国政府とOECDとの間で書簡の交換が行われた。

2 交換公文締結の意義

この交換公文は、我が国がOECD及び職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるものである。この交換公文の締結によって、OECD東京センターを始め、我が国におけるOECDの活動の円滑化及び強化に向けた環境整備につながり、OECDとの更なる関係強化が期待される。

二 交換公文の主要内容

この交換公文の主要内容は、次のとおりである。

1 OECDに関する特権・免除協定の規定の適用範囲に関する交換公文の2の規定は、この交換公文が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度についてOECDが日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなることを定める。

2 千九百六十七年の交換公文に3及び4として、次の内容の規定を加えることを定める。

(1) OECDに関する特権・免除協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのないOECDの機能並びに当該特権及

び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。OECDは、OECDの規則に従い、特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。OECDは、特権又は免除の濫用が発生したと日本政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本政府と協議する。

(2) 日本政府及びOECDは、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとするについての協議を継続する。

三 交換公文の実施のための国内措置

この交換公文の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。